



平成21年5月13日

各 位

会社名 日本証券金融株式会社
代表者名 取締役社長 増 渕 稔
(コード番号 8511 東証第1部)
問合せ先 総務部長 前田 和宏
(TEL. 03-3666-3184)

定款の一部変更に関するお知らせ

本日、当社定時取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成21年6月26日開催予定の第99回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

なお、決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、現行の定款第7条は決済合理化法の施行日において削除されたものとみなされております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	改 正 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は 100 株とする。</p> <p><u>2 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(削 る)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(削 る)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	改 正 案
<p data-bbox="188 208 528 241">第12条～第37条 (省略)</p> <p data-bbox="381 280 592 313" style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p data-bbox="207 322 408 356">(剰余金の配当)</p> <p data-bbox="188 365 786 524">第38条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p data-bbox="188 533 786 694">2 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p data-bbox="207 728 467 761">(配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="188 770 408 804">第39条 (省略)</p>	<p data-bbox="810 208 1238 241">第11条～第36条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1000 280 1211 313" style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p data-bbox="828 322 1029 356">(剰余金の配当)</p> <p data-bbox="810 365 1409 524">第37条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p data-bbox="810 533 1409 694">2 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p data-bbox="828 728 1088 761">(配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="810 770 1118 804">第38条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="810 857 874 891">附則</p> <p data-bbox="817 900 1409 1059">1 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p data-bbox="817 1068 1409 1184">2 前項及び本項は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前項及び本項を削るものとする。</p>